

## 今後の審議課題等について

以下は、今後の国民経済計算部会・専門委員会での審議にあたり、当面の課題と考えられるものを事務局において例示としてとりまとめたものである。

## 勘定体系・新分野専門委員会

## 国民経済計算の作成基準の設定に関する審議

統計法第 6 条において、

- ・ 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。
- ・ 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

と規定されており、統計法の全面施行（平成 21 年 4 月目途）までに、作成基準を設定する必要がある。

## 93SNA 改定に関する審議

国民経済計算体系に関する現在の国際的な基準は、1993 年に国際連合の統計委員会で採択されたもの（一般に「93SNA」と呼称されている）であるが、改定が進められており、来年 2 月末の国際連合統計委員会で改定が行われる見込みである。

これについては、基礎統計のレベルから対応が可能かを検討する必要があり、直ちにわが国の国民経済計算に導入するものではないが、わが国の対応について検討していく必要がある。

当面は、勘定体系・新分野委員会において関係資料の翻訳等の事務的作業を進め、必要に応じて、他の専門委員会でも議論いただくこととしたい。

## 生産・支出専門委員会

## 速報と確報の乖離縮小

国民経済計算の速報（QE）と確報の乖離縮小については、統計委員会の前身である国民経済計算調査会議においても議論を重ね、速報の推計手法について改善を行ってきたところであるが、引き続き、さらなる改善に向けて検討を重ねていく。

（民間企業設備の推計、等）

## 経済センサスへの対応

経済センサスについては、現在、総務省において検討が進められているが、国民経済計算での利用方法について検討する。

特に、従来の工業統計調査と比較すると、

- ・ 工業統計調査は、毎年 12 月末時点で、当該年（1～12 月）の計数を把握、翌年 9 月に産業編を公表。

- ・ 一方、経済センサスは、5年ごとの実施であるが、翌年6月または7月に前年の計数を把握することとなっており、公表は、工業センサスのときと比較して遅くなる見込み。

というタイミングの違いがある。

平成22年については、工業統計調査ではなく経済センサスとして実施されるため、平成22年のデータがSNAの従来の年次推計スケジュールには間に合わなくなるおそれがある。

また、経済センサスの創設に伴い、既存の商業統計調査等については、調査事項の簡素化が検討されており、それへの対応も検討する必要がある。

サービス産業動向調査（仮称）への対応

サービス産業動向調査（仮称）の国民経済計算推計への利用について検討する。

## 財政・金融専門委員会

政府諸機関の分類

政府諸機関の分類（格付け）については、国民経済計算調査会議においても議論を重ねてきたが、当面の課題として、日本郵政公社の民営化（19年10月）への対応を決定する必要がある。（20年2月公表予定の19年10-12月QEに反映する必要がある）

FISIMの本体系への導入

FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）については、現在、参考試算値を公表しているところであるが、本体系への導入に向けて、残された課題について検討する。

（80年代にFISIMがマイナスとなる問題、四半期化に関する課題、等）

## ストック専門委員会

「民間投資・除却調査」の活用

資本ストック統計整備等のため、平成18年度から「民間企業投資・除却調査」を実施し、民間企業の有形固定資産の取得・除却等の状況を調査しているところ。

当該調査を利用し、「恒久棚卸法」に基づく資本ストック推計に向けた検討をおこなう。

無形固定資産の推計

ソフトウェアの総固定資本形成への計上は93SNAで勧告されているところ。

わが国では、受注型及びパッケージ型のものについては推計に取り入れているが、インハウス型のものについては未対応であり、実際の推計に向けた検討が必要。

また、研究開発投資（R&D）やデータベース資産についても、93SNAの改定において総固定資本形成への計上が勧告される見込みであり、わが国の対応を検討する必要がある。